

申し合わせ(案)

○各委員は、自己の関係する認定こども園の調査審議に関する部会としての意見のとりまとめに加わることができない。

(参考)

○私立学校法(昭和 24 年法律第 270 号)

(議事参与の制限)

第十五条 私立学校審議会の委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己の関係する学校、専修学校、各種学校、学校法人若しくは第六十四条第四項の法人に関する事件については、その議事の議決に加わることができない。ただし、会議に出席し、発言することを妨げない。

○地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)

第百十七条 普通地方公共団体の議会の議長及び議員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。但し、議会の同意があつたときは、会議に出席し、発言することができる。